



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課）	1
告 示	
○保安林の皆伐面積の限度（森林管理課）	3
病院事業局事項	
○沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	4

規 則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年6月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第41号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄中第42号を第42号の5とし、第41号を第42号の4とし、第40号を第42号の2とし、同号の次に次の1号を加える。

42の3 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第4項の規定に基づき、引取りを行った犬又は猫について、その所有者を発見し、当該所有者に返還すること又はその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すこと。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄中第39号を第42号とし、第34号から第38号までを3号ずつ繰り下げ、同欄第33号中「第25条第4項」を「第25条第7項」に、「同条第1項から第3項まで」を「同条第2項から第5項まで」に、「又は命令」を「命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同号を同欄第36号とし、同欄第32号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に、「勧告し、又は勧告に係る措置を命ずること」を「必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること」に改め、同号を同欄第34号とし、同号の次に次の1号を加える。

35 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第5項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、必要な報告を求め、当該者の動物の飼養若しくは保管に係る場所に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第31号中「第25条第1項及び第2項」を「第25条第1項から第3項まで」に、「期限を定めて、勧告し、又は」を「必要な指導若しくは助言をし、又は期限を定めて勧告をし、若しくは」に改め、同号を同欄第33号とし、同欄中第30号を第32号とし、同欄第29号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「第23条」を「第23条第1項、第2項及び第4項」に改め、「期限を定めて」を削り、「又は」を「これに従わない場合の公表をし、又は」に改め、同号を同欄第31号とし、同欄中第28号を第30号とし、第27号を第29号とし、同欄第26号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同欄第28号とし、同欄中第25号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

27 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第1項から第3項までの規定に基づき、第一種動物取扱業者であった者に対し、勧告をし、勧告に係る措置を命じ、報告を求め、又は当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第24号中「第23条」を「第23条第1項から第4項まで」に改め、「、期限を定めて」を削り、「又は」を「これに従わない場合の公表をし、又は」に改め、同号を同欄第25号とし、同欄第23号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号を同欄第24号とし、同欄第22号中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に、「犬猫等の個体」を「動物販売業者等が所有し、又は占有する動物」に改め、同号の次に次の1号を加える。

23 動物の愛護及び管理に関する法律第22条第4項の規定に基づき、動物取扱責任者研修の全部又は一部の実施を委託すること。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第43号の2を第43号の3とし、同号の次に次の1号を加える。

43の4 動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2の規定に基づき、獣医師からの通報を受理すること。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第43号中「第36条第2項」を「第36条」に、「負傷動物等を」を「負傷動物等の通報を受理し、及びこれを」に改め、同号の次に次の1号を加える。

43の2 動物の愛護及び管理に関する法律第37条第2項の規定に基づき、繁殖制限についての必要な指導及び助言を行うこと。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第65号中「第26条第1項」の次に「（同法第62条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第66号中「第28条第1項」の次に「（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第66号の2中「第30条第2項」の次に「（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「監視又は指導」を「監視指導」に改め、同欄第68号中「第54条」を「第54条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」に、「命ずる」を「させる」に改め、同欄第68号の2中「第54条」を「第54条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」に、「防止」を「除去」に改め、同号の次に次の1号を加える。

68の3 食品衛生法第54条第2項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又は虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第69号中「第55条第1項」の次に「（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第70号中「第56条」の次に「（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第71号を次のように改める。

71 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定により同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前においてもできることとされている同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定の例による届出を受理すること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第72号の2中「第9条」を「第8条」に改め、同欄第102号の15中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号を同欄第102号の16とし、同欄第102号の14中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に、「犬猫等の個体」を「動物販売業者等が所有し、又は占有する動物」に改め、同号の次に次の1号を加える。

102の15 動物の愛護及び管理に関する法律第22条第4項の規定に基づき、動物取扱責任者研修の全部又は一部の実施を委託すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第103号中「第23条」を「第23条第1項から第4項まで」に改め、「、期限を定めて」を削り、「又は」を「これに従わない場合の公表をし、又は」に改め、同欄第104号の6を第104号の7とし、同欄第104号の5中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「第23条」を「第23条第1項、第2項及び第4項」に改め、「、期限を定めて」を削り、「又は」を「これに従わない場合の公表をし、又は」に改め、同号を同欄第104号の6とし、同欄第104号の4を第104号の5とし、第104号の3を第104号の4とし、同欄第104号の2中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同欄第104号の3とし、同欄第104号の次に次の1号を加える。

104の2 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第1項から第3項までの規定に基づき、第一種動物取扱業者であった者に対し、勧告をし、勧告に係る措置を命じ、報告を求め、又は当該者の飼養

施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第105号中「第25条第1項及び第2項」を「第25条第1項から第3項まで」に、「期限を定めて、勧告し、又は」を「必要な指導若しくは助言をし、又は期限を定めて勧告をし、若しくは」に改め、同欄中第105号の12を第105号の12の3とし、第105号の11を第105号の12の2とし、第105号の10を第105号の11とし、同号の次に次の1号を加える。

105の12 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第4項の規定に基づき、引取りを行った犬又は猫について、その所有者を発見し、当該所有者に返還すること又はその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すこと（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第105号の9を第105号の10とし、第105号の4から第105号の8までを1号ずつ繰り下げ、同欄第105号の3中「第25条第4項」を「第25条第7項」に、「同条第1項から第3項まで」を「同条第2項から第5項まで」に、「又は命令」を「命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同号を同欄第105号の4とし、同欄第105号の2中「第25条第3項」を「第25条第4項」に、「勧告し、又は勧告に係る措置を命ずること」を「必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること」に改め、同号の次に次の1号を加える。

105の3 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第5項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、必要な報告を求め、当該者の動物の飼養若しくは保管に係る場所に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第105号の13の2を第105号の13の3とし、同号の次に次の1号を加える。

105の13の4 動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2の規定に基づき、獣医師からの通報を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第105号の13中「第36条第2項」を「第36条」に、「負傷動物等」を「負傷動物等の通報を受理し、及びこれを」に改め、同号の次に次の1号を加える。

105の13の2 動物の愛護及び管理に関する法律第37条第2項の規定に基づき、繁殖制限についての必要な指導及び助言を行うこと（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第185号中「輸出証明書に限る」を「衛生証明書に限る」に改め、同欄第186号中「輸出証明書」を「衛生証明書」に改め、同表食肉衛生検査所長の項委任事項の欄第24号中「輸出証明書に限る」を「衛生証明書に限る」に改め、同欄第25号中「輸出証明書」を「衛生証明書」に改める。

第2条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄中第43号の4を第43号の5とし、同欄第43号の3の次に次の1号を加える。

43の4 動物の愛護及び管理に関する法律第39条の9の規定に基づき、必要な指導及び助言を行うこと。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第105号の13の4を第105号の13の5とし、同欄第105号の13の3の次に次の1号を加える。

105の13の4 動物の愛護及び管理に関する法律第39条の9の規定に基づき、必要な指導及び助言を行うこと（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日又は令和2年6月1日のいずれか遅い日から、第2条の規定は動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第281号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1

項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年6月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	223.54
	土砂流出防備保安林	8.38
沖 縄 中 南 部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10
久 米 島 町	干害防備保安林	1.16
座 間 味 村	干害防備保安林	6.48
恩 納 村	干害防備保安林	9.54
渡 嘉 敷 村	干害防備保安林	2.50
宮 古 島 市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.24

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局訓令第5号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月1日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

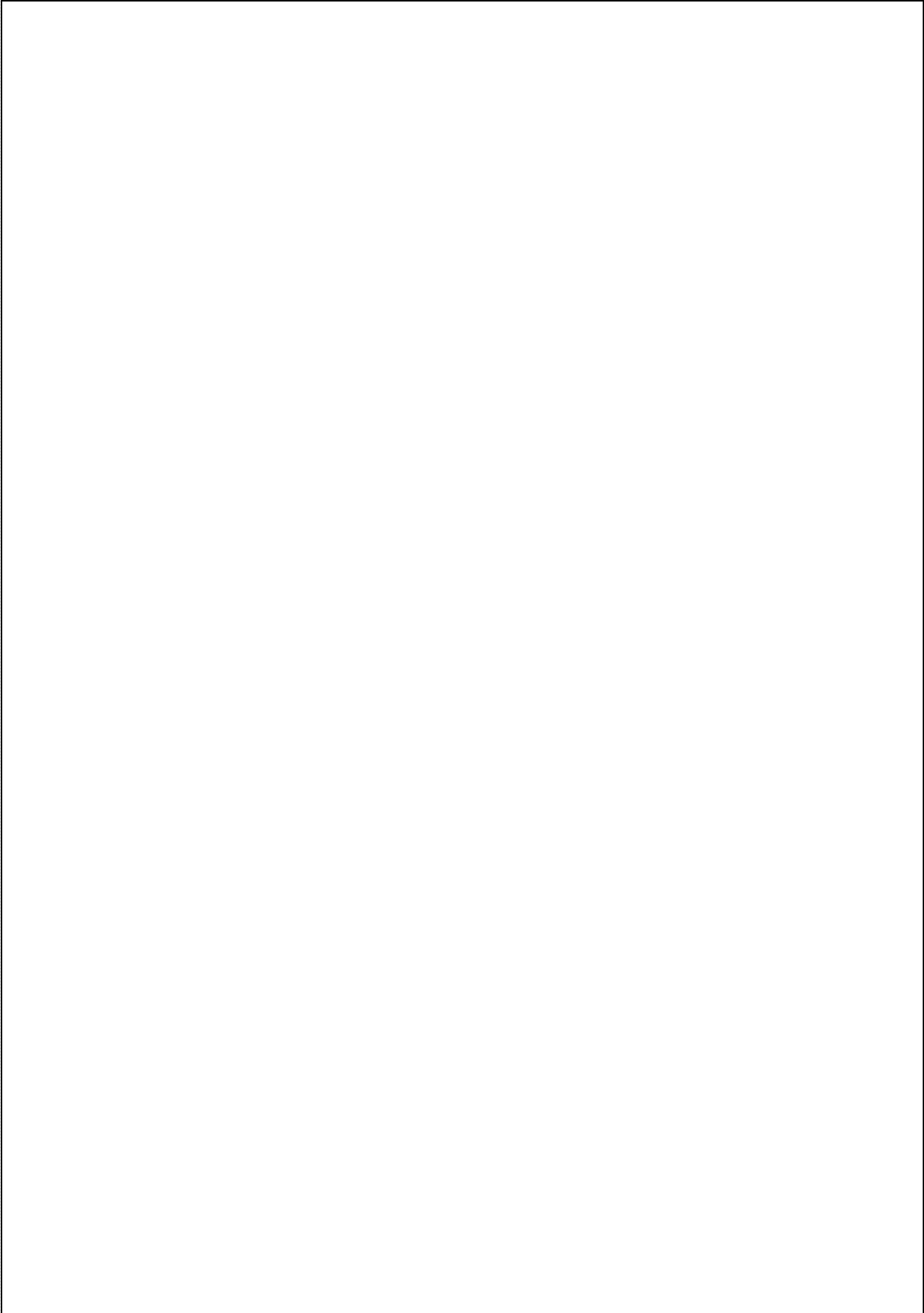
沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1号を加える。

- (10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度の6月から11月までの期間内における3日の範囲内の期間

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--